

## 西九州大学、神崎市における食育についての連携・協力協定書

西九州大学（以下「甲」という。）、神崎市（以下「乙」という。）は、食育の推進に関し、相互に連携し、協力することについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、保育所、幼稚園、学校、地域等様々な場面で食育を推進するため相互に連携・協力し、もって西九州大学学生の食育に関する教育・研究に資するとともに、神崎市における食育の充実・強化に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙が連携・協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 食育に関する学生の実践教育に関すること
- (2) 食育に関する調査・研究に関すること
- (3) 食育に関する普及啓発に関すること
- (4) その他必要と認める事項

### （連携・協力協議会）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する連携・協力を円滑に推進するため、かんざき食育サポート事業協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

### （有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から効力を発するものとし、期限を設けない。ただし、甲及び乙のいずれかが申し出た場合においては、本協定書を廃棄することができる。

### （補則）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力のあり方等については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議してその解決を図るものとする。

この協定書は、2通作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を所持するものとする。

平成20年5月19日

甲 神崎市神埼町尾崎4490番地9号  
西九州大学学長

福元裕二

乙 神崎市神埼町神埼410番地  
神崎市長

松本茂幸

## かんざき食育サポート事業協議会設置要項

### (設置)

第1 西九州大学及び神崎市における食育についての連携・協力協定書（以下「協定書」という。）第3条の規定に基づき、かんざき食育サポート事業協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

#### (1) 西九州大学

- ア 副学長
- イ 事務局長
- ウ 健康福祉学部健康栄養学科教員 5名程度
- エ 西九州大学学長が推薦する者 若干名

#### (2) 神崎市

- ア 神崎市総務企画部企画課（食育主管）1名
- イ 市民福祉部健康増進課（健康増進、母子保健、食生活改善推進協議会主管）1名
- エ 市民福祉部福祉課（児童福祉、保育園主管）1名
- オ 産業建設部農林水産課（地産地消、生産者支援主管）1名
- カ 教育委員会学校教育課（学校教育、幼稚園主管）1名
- コ 神崎市長が推薦する者 若干名

### (協議事項)

第3 協定書第2条に掲げる連携・協力事項を協議する。

### (会議)

第4 協議会は、連携・協力を円滑に進めるため、毎年定例的に開催する。ただし、必要があると認めるときは、臨時に開催する。

2 協議会に会長を置き、西九州大学副学長をもって充てる。

3 会長が事故あるときは、予め会長が指名した委員が会長の職務を代行する。

### (委員以外の出席)

第5 協議会が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

### (事務)

第6 協議会の事務は、西九州大学において処理する。

### (補則)

第7 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

### 附 則

この要項は、平成20年5月19日から実施する。

「西九州大学、神崎市における食育についての連携・協力協定書」  
に基づく事業概要

事業名	事業の概要
<p>保育所、教育現場等への学生派遣 (協定書第2条第1号)</p>	<p>○ 保育所、教育現場、地域等に学生を派遣し、学生の学外活動を通して健康・食に関する情報提供を行う。</p>
<p>食育プログラムの構築 (協定書第2条第2号)</p>	<p>○ 効果的な食育プログラムの実践に資するため、地域や対象に応じたプログラムを研究・構築する。</p>
<p>食育に関するフォーラムの開催 (協定書第2条第3号)</p>	<p>○ 食育推進運動に資するために、協働でフォーラムを開催する。</p>
<p>地産食材の研究・開発 (協定書第2条第4号)</p>	<p>○ 神崎市の地元食材を活用し、市民の健康づくりに資する食品の開発を共同で行う。</p>